

始良市告示第287号

始良市地区防災計画の提案手続に関する要綱を次のように定める。

令和3年5月17日

始良市長 湯元 敏浩

始良市地区防災計画の提案手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条の2の規定に基づき、地区防災計画の提案(以下「計画提案」という。)に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(地区防災計画の要件)

第2条 地区防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び活動主体に属するもの(以下「地区居住者等」という。)が、共同して提案できるものとする。

2 前項の活動主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は町内会等
- (2) 本市に事務所を有する事業所
- (3) その他始良市防災会議条例(平成22年始良市条例第181号。以下「条例」という。)第3条第2項に規定する始良市防災会議会長(以下「防災会議会長」という。)が適当と認めるもの

3 計画提案を行う場合は、地区居住者等の同意を得るものとする。

(地区防災計画の内容)

第3条 地区防災計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画名称
- (2) 基本方針
- (3) 計画作成主体
- (4) 対象地区の範囲及び特性
- (5) 対象災害
- (6) 活動目標
- (7) 平常時の活動
- (8) 災害時の活動
- (9) 情報収集・共有・伝達体制

(10) 計画の見直し方法

(提案書等の提出)

第4条 計画提案を行う者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（様式第1号）
- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類
- (4) その他防災会議会長が必要と認める書類

(事前協議)

第5条 市は、前条の提案があったときは、次に掲げる事項について関係課及び防災会議会長が必要と認める者と事前協議を行うものとする。

- (1) 第3条各号に規定する事項
- (2) 地域防災計画との整合
- (3) その他防災会議会長が必要と認める事項

(計画提案の審議)

第6条 市防災会議（条例に規定する防災会議をいう。以下同じ。）は、前条の事前協議の結果に基づき、地域防災計画に規定することについて、審議を行うものとする。

(審議結果の通知)

第7条 防災会議会長は、前条による審議の結果を審議結果通知書（様式第2号）により、計画提案を行った者に通知するものとする。

(提案の取下げ)

第8条 計画提案を行った者は、前条の通知があるまでは、地区防災計画取下げ書（様式第3号）により計画提案を取り下げることができる。

(準用規定)

第9条 地域防災計画に規定した地区防災計画を修正しようとする場合は、第3条から第8条までの規定を準用するものとする。

(庶務)

第10条 この告示に係る庶務は、危機管理課において行う。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、防災会議会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

始良市防災会議会長 殿

提案代表者

### 地区防災計画提案書

災害対策基本法第 42 条の 2 の規定に基づき、始良市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要事項を添えて提案します。

#### 記

1 計画名称

2 提案者

3 添付書類

(1) 地区防災計画（案）

(2) 地区居住者等であることを証する書類

ア 提案者全員の住所が証明できるもの（提案者が個人の場合）

イ 登記事項証明書（提案者が法人の場合）

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

殿

始良市防災会議会長  
(始良市長 )

審議結果通知書

災害対策基本法第 42 条の 2 の規定に基づき提案のあった下記の計画について、始良市防災会議にて審議された結果を下記のとおり通知します。

記

1 計画の名称等

名称	
団体名	
代表者氏名	
対象地区の範囲	

2 審議結果

(1) 審議日時

(2) 審議結果

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

始良市防災会議会長 殿

提案代表者

地区防災計画提案取下げ書

災害対策基本法第 42 条の 2 の規定に基づき 年 月 日に始良市  
防災会議会長へ提案した下記の計画について、提案を取り下げます。

記

1 計画提案した者の代表者

団体名

代表者氏名

住所

連絡先

2 計画の名称等

名称

対象地区の範囲